

平成16年度マレーシアに野菜産地調査結果の概要

要 旨

1 農業政策の概要

マレーシアにおける農業政策は、国全体の開発政策・計画に基づいて策定される国家農業政策に沿って行われてきている。国家農業政策は、農業発展へのガイドラインを示すもので、これまで第1次から第3次までの国家農業政策が策定されており、現在は、1998年策定された第3次国家農業政策のもとで、各種施策が講じられている。

(1) 第3次国家農業政策（農業全体）

第2次の国家農業政策のもとで工業部門との連携により農業部門における労働力を確保してきたが、農業部門の深刻な労働力不足、農地などの資源の他部門との競合による生産コストの上昇、貿易の自由化による競争の激化など農業を取り巻く環境が厳しいものになってきたことに加えて、97年からの通貨危機は、輸入農産物の高騰や消費者物価の上昇が国民生活に大きな打撃を与えた。このことから第3次国家農業政策の目標では、これらの新しい課題に照らし、生産性と競争力の向上、他部門との連携、新しい領域への挑戦、自然資源の持続的な保全・利用が強調されている。

(2) 第3次国家農業政策のもとでの野菜の生産対策及び流通対策等

国内の生鮮野菜の需要を満たすため、高品質で安全な野菜の供給の確保と野菜生産の増加を目指しており、野菜政策の方向は、次のようである。

野菜栽培を含む大規模企業経営の振興、収穫後の損失の軽減、技術改善の強化

現存する農業技術団地やその創設によって、集約野菜栽培地域を創出（野菜に適した州有地を民間に賃借することや州・地方政府が土地開発計画を採択するに当たって、野菜生産に適した都市周辺の地域を都市園芸団地（U-Park）として指定することなど）

市場の仲介者を減らし、農家・消費者への公正な価格の保証

現在の流通システムを改善・合理化するとともに、市場情報、生産、輸送、包装、流通間の調整により卸売市場の機能の合理化

生産物の差別化、品質管理、生産物のブランド化などを通じ、特定のニッチ市場に焦点をあてた市場機会の開拓

研究開発、インセンティブと金融との結合、種子の供給、品質管理、優良野菜生産物のための認証制度など制度面の強化

人的資源の開発と販売ネットワークを含むインフラの強化

近隣諸国での安価で豊富な資源を活用する野菜のオフショア投資と合併企業の振興などである。

以上のように、第3次国家農業政策のもとで野菜政策は強化されたが、マレーシアでの主要農作物は、オイルパーム、ゴム、カカオなどの輸出用商品作物であり、米、果物、野菜等の地位は、まだまだ低いものとなっている。

(3) 有機野菜等認証機関

農産物が一定の条件で栽培されたことを認証する機関は、2つの部門があり、特別栽培野菜と有機野菜に分かれている。

特別栽培野菜については、SALM(マレーシア農家認証制度)とあって、農業省が適正農業規範を採用し、環境に負荷のかからない農業を行い、高品質・安全で消費者に適した農産物を生産している農家(いわゆる特別栽培野菜農家)を認証する国家プログラムである。

有機野菜については、SOMとあって、国家有機基準 MS1529に基づいて、許可をあたえる国家プログラムである。

この他、IFOAM(国際有機農業運動連盟)という国際基準に基づいて栽培する農家もある。

(4) 野菜輸入制度の概要

ア 関税割当制度

キャベツが関税割当品目であり、割当を取得するために連邦農産物市場公社(FAMA)から承認をえなければならない。毎年約36000トンの割当実績があり、一次税率は10%で、2005年1月から無税となっている。これまで2次税率(譲許率90%)は適用されていない。2003年にFAMAから輸入承認を得た業者は184業者となっている。

イ 植物検疫

植物検疫法上において、栽培目的でない食用の野菜については一般植物検疫の対象である。植物検疫証明書の義務付けはない。しかし栽培目的の場合は輸入許可お

よび輸出国側の植物検疫証明書が必要である。

ウ 残留農薬

残留農薬については最大残留許容量 (MRL) を食品法 (1983 年) に基づく 1985 年食品規則の第 41 規則のスケジュール 16 で独自に設定しており、この規則は 2004 年 5 月に改正され、現在 163 種類の農薬の MRL を規定している。それ以外の農薬については CODEX 基準を、両方で基準が設定されていない農薬については MRL を 0.01mg/kg とし、MRL を超える農産物については輸入および国内販売を禁止している。

2 野菜生産の動向

マレーシアで栽培されている野菜は、50 種類以上に及び、高地、低地の両方で中国系住民によって栽培されている。野菜の作付面積は、44 千 ha で、全耕地面積の 0.7% である。

野菜生産のほとんどすべてが、小規模農家によって担われている。最近数年、近代的、資本集約的な生産システムを用いて野菜生産に参入する動きが、大企業や会社の間に高まってきているとはいえ、大規模な野菜生産企業はまだごく一部にとどまっている。規模の大きい農家は、キャメロン・ハイランド、ジョホールなどの野菜生産地域に集中している。

全体として、野菜の面積と生産は増加傾向にあるが、需給状況、病虫害の発生、天候、その他の要因により年により変動している。野菜の作付面積は 1985 年の 31,800 ヘクタールから現在 (2002 年) の 44,000 ヘクタールへと増加した。これは年約 1.7% の増加率に相当する。同様に生産は 1985 年の 540,700 トンから現在の 813,000 トンへ、平均年増加率約 2.1% で増加している。

3 野菜輸出入の動向

(1) 輸入動向

マレーシアは野菜の純輸入国である。マレーシアは 2002 年に 12 億 5,700 リンギ (1 リンギ 30 円) の野菜産品 - 生鮮品と調整品の両方を含む - を輸入する一方、約 3 億 8,000 万リンギの野菜 - 主として生鮮品 - を輸出している。従って、同年において約 8 億 7,700 万リンギの純輸入を行ったことになる。野菜の輸出入バランスは、趨勢として純輸入額が増大する傾向にある。

主な野菜輸入は、タマネギ（シャロットを含む）、ニンニク、ブロッコリー（ハナヤサイを含む）、バレイショ、キャベツ、ニンジン、トウガラシである。これら品目の多くは、気候条件の制約からマレーシア国内では大規模に生産できないものである。

（２）輸出動向

主な野菜（生鮮品）輸出は、「国内産」野菜の輸出の他に、近隣諸国から輸入したものの再輸出である。すなわち、タマネギ・シャロットは、国内生産がほとんどないにもかかわらず、輸出品となっており、ニンニクがこれに次いでいる。この二品目で、総輸出額の約四分の一を占める。主な「国内産」野菜の輸出のほとんどすべては、シンガポール市場への輸出であり、これにはキュウリ、トウガラシ、ナガインゲン、トマト、インゲンが含まれる。2002年において、シンガポールへの野菜の総輸出額は6,640万リンギに達した。金額ベースでの総輸出の約70%がシンガポール市場向けである

4 F T Aによる日本への野菜輸出拡大の可能性

マレーシアから日本への輸出は、ほとんどないに等しい。その理由は、品質が急速に衰える野菜のような生産物にとって距離が長いこと、野菜をめぐる激しい国際競争、そして日本へ輸出される農産物に対して課せられる厳しい要求などである。

マレーシアから日本への野菜および野菜加工品の輸出額は、1996 - 2001年の間で10万リンギに満たない額であったが、2002年になって、始めて26万リンギ余りへと増加したが、それでもマレーシアの野菜輸出全体のごく一部にとどまっている。

マレーシアから日本への輸出は、近い将来その額は増加するものの、いぜんとして少額にとどまると見通される。しかしマレーシアは、日本など太平洋圏の国々へ、野菜を含む農産物の輸出を増やすことを切望している。

5 F T Aによる日本からの野菜輸入の可能性

1996年から2002年の間に、日本からマレーシアに輸出された主な野菜および野菜産品の数量と価額は、「タマネギ・シャロット、生鮮または冷蔵」、「マッシュルーム、生鮮または冷蔵」あるいは「サラダ用ビートまたはセロリー」、である。その他の産品はほとんど取るに足りない量である。輸入額の合計も非常に小さく、1996 - 98年平均で約63万リンギであり、マレーシアの野菜総輸入額の1%にも満たない額であった。2000年以降は、「レタス、生鮮または冷蔵」、「マメ類、サヤなしまたはサヤつき、調理済みまたは

未調理」が加わり、2002年には約140万リングマでになった。増加の一部は、マレーシアの日本人社会による日本の野菜加工品への需要の増大によるものと考えられる。

近年、現地のスーパー等では、日本人指導のもと日本の種を使って栽培されたきゅうり、トマト等が出回っている。見た目ではほとんど変わらない。

今後、日本からマレーシアへの輸出増はあまり期待できないが、健康志向、贈答用、日本の外食店、マレーシアで栽培が難しいもの、たとえば「ながいも」とかで一般庶民への市場開拓ができれば、需要増が見込まれる可能性もある。